

工場・物流施設新增設事業に伴う助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用の場の拡大と経済の振興を促進するため、工場又は物流施設の新増設等を行う企業を支援するものです。

2. 助成対象

助成金の名称	種類	対象事業	対象者	要件
地盤調査等事業助成金		地盤調査、地耐力調査その他の調査又は地盤改良	製造業者又は物流業者	1 工場・物流施設新增設事業助成金の認定を受けた事業者が、当該事業に伴って行うものであること。 2 市税を滞納していないこと。
工場緑地推進事業助成金		緑地の設置	製造業者又は物流業者	
インフラ整備事業助成金	①	道路の新設及び改修	製造業者又は物流業者	1 工場・物流施設新增設事業助成金の認定を受けた事業者が、当該事業に伴って行うものであること。 2 公共の用に供するものであること。 3 投資額が100万円以上のものであること。 4 市税を滞納していないこと。
	②	水路の新設及び改修		
	③	水道施設の設置		
自然エネルギー発電設備投資事業助成金		太陽光等の自然エネルギーを利用した出力10kW以上の発電設備の設置	製造業者又は物流業者	1 工場・物流施設新增設事業助成金の認定を受けた事業者が、当該事業に伴って行うものであること。 2 市税を滞納していないこと。

※ 物流業者とは、事業者のうち、日本標準産業分類に掲げる運輸業及び郵便業を営む事業者（主として旅客の運送を行う事業者を除く。）をいう。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

3. 助成内容

助成金の名称	種類	助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
地盤調査等事業助成金	—	対象経費に100分の50（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の60）を乗じて得た額以内	1の年につき200万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、240万円）	1 委託料 2 調査及び工事に要する経費 3 その他必要と認める費用
工場緑地推進事業助成金	—	対象経費に100分の60（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の24）を乗じて得た額以内	1の年につき200万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、240万円）	1 委託料 2 工事に要する経費 3 その他必要と認める費用
インフラ整備事業助成金	①	対象経費に100分の20（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の24）を乗じて得た額以内	1の年につき3,000万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、3,600万円） ※①、②、③の合計	1 委託料 2 工事に要する経費 3 その他必要と認める費用
	②			
	③			
自然エネルギー発電設備投資事業助成金	—	対象経費に100分の20（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の24）を乗じて得た額以内	1の年につき200万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、240万円）	1 機器・設備類の購入、設置に要する経費 2 その他必要と認める費用

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

交付申請期限
工場・物流施設新增設事業助成金の認定を受けた建物について、最初に固定資産税を課された年度の6月末日

